

宜野湾市告示第7号

宜野湾市併行通園事業実施要綱を次のように定める。

令和7年1月27日

宜野湾市長 佐喜眞 淳

宜野湾市併行通園事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児等の保育所等への併行通園を促進するため、医療的ケア児等総合支援事業として実施する宜野湾市併行通園事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。
- (2) 医療的ケア児 法第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。
- (3) 重症心身障害児 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいう。
- (4) 医療的ケア児等 前2号に掲げる医療的ケア児又は重症心身障害児をいう。
- (5) 保育所等 保育所、幼稚園、又は認定こども園をいう。

(事業の内容)

第3条 事業は、障害児通所支援事業所に通所する(過去に通所していた場合を含む。)医療的ケア児等が保育所等に通園する際に、当該障害児通所支援事業所の職員が保育所等へ訪問し、保育所等の職員に対し当該医療的ケア児等に関する次に掲げる助言等を行うことで環境調整の支援を行うものとする。

- (1) 当該医療的ケア児等が保育所等へ通園する前の事前準備や環境調整への助言
- (2) 当該医療的ケア児等の医療ケアの手技や留意事項等の助言
- (3) 当該医療的ケア児等の参加活動の範囲等への助言
- (4) 障害児通所支援事業所での当該医療的ケア児等の状況についての情報共有

2 前項に規定する支援(以下「併行通園支援」という。)の回数は、医療的ケア児等1人につき通算して14回を限度とする。ただし、医療的ケア児等が通園する保育所等を退園し、新たな保育所等へ通園する場合においては、改めて14回を限度として可能とする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、保護者が本市に居住する医療的ケア児等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育所等に在籍中の者若しくは入所が決定している者又は保育所等へ通園を希望し、体験的な入園を予定している者
- (2) 本市で障害児通所支援給付の支給決定を受けている者又は過去に支給決定を受けていた者

(事業の実施方法)

第5条 市長は、利用の決定を受けた医療的ケア児等が第15条に規定する登録を受けた障害児通所支援事業所（以下「登録事業者」という。）から併行通園支援の提供を受けたときに、併行通園支援に要した費用として併行通園支援費を支給するものとする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、保育所等及び登録事業者と調整のうえ、宜野湾市併行通園事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 対象者について医療的ケアが必要であることの医師の診断書等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(利用の可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、利用の可否を決定し、宜野湾市併行通園事業利用決定通知書（様式第2号。以下「利用決定通知書」という。）又は宜野湾市併行通園事業利用申請却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第8条 市長は、事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長が利用者として不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用決定を取り消したときは、宜野湾市併行通園事業利用取消通知書（様式第4号）により、利用者の保護者に通知するものとする。

(保育所等訪問事業との併用の制限)

第9条 事業を利用する月においては、児童福祉法に定める保育所等訪問事業の利用はできないものとする。ただし、保育所等訪問事業の利用を予定する引継ぎを目的とする場合には、保育所等訪問事業の利用を月2回まで認める。

(併行通園支援費の額)

第10条 併行通園支援費の額は、別表に定めるとおりとする。

(併行通園支援の利用方法)

第11条 第7条に規定する利用決定通知書の通知を受けた申請者は、併行通園支援を利用しようとする場合は、登録事業者に当該利用決定通知書を提示するものとする。

- 2 前項の規定により利用決定通知書の提示を受けた登録事業者は、利用者の保護者に対し登録事業者が行う併行通園支援の提供に係る重要事項を書面により説明したうえで、利用契約を締結し併行通園支援の提供を行うものとする。
- 3 登録事業者は、利用決定通知書に記載された利用決定内容の範囲内において、併行通園支援を提供するものとする。

(代理受領)

- 第12条 市長は、併行通園支援の提供を受けた利用者の保護者からの委任に基づき、当該利用者の保護者に支給すべき併行通園支援費の額の限度において、利用者の保護者に代わり登録事業者を支払うことができる。
- 2 前項の規定による支払が行われた場合は、利用者の保護者に対し併行通園支援費が支給されたものとみなす。
 - 3 第1項の規定による委任を受けた登録事業者は、併行通園支援費代理受領申出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(請求等)

- 第13条 登録事業者は、市長に対し併行通園支援費を請求するときは、併行通園支援を提供した月の翌月10日までに、宜野湾市併行通園支援費請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の請求書を受理した場合、その請求書が適正なものであるときには、請求のあった日から起算して30日以内に併行通園支援費を登録事業者に支払わなければならない。

(併行通園支援費の返還)

- 第14条 市長は、不正請求又は虚偽請求によって併行通園支援費を受けた者があるときは、その者に対して、併行通園支援費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(事業者登録)

- 第15条 事業者の登録は、併行通園支援の提供を行う事業所ごとに行うものとし、登録を受けようとする事業者は、宜野湾市併行通園事業者登録申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) 指定障害児通所支援事業所指定通知書の写し
 - (2) 障害児通所支援事業等開始届書の写し
 - (3) 事業者の定款の写し(原本証明)及び登記事項証明書
 - (4) 事業所の管理者の経歴書
 - (5) 職員の勤務体制及び雇用形態に関する事項
 - (6) 事業実施予定職員名簿及び管理者、事業実施予定職員の資格者証の写し
 - (7) 事業所の位置図、平面図
 - (8) 事業所の運営規程
 - (9) 重要事項説明書
 - (10) 賠償責任保険加入が確認できる証書等の写し
 - (11) 併行通園支援実施に係る収支予算書
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めた場合はこれを登録のうえ、宜野湾市併行通園事業者登録通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- 3 事業者は、登録した事項の内容を変更しようとするときは、予め宜野湾市併行通園事業者登録事項変更届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 4 事業者は、併行通園支援の提供を廃止しようとするときは、その廃止の日の一月前までに、宜野湾市併行通園事業者登録廃止届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(併行通園支援の実施体制)

第16条 登録事業者は、併行通園支援の提供に当たっては、利用者に対して適切な支援が提供できるよう次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、併行通園支援の実施に支障のない範囲内で他の職務を兼務することができるものとする。

(1) 管理者

(2) 指導員 1人以上

- 2 登録事業者は、職員の勤務体制を定め、適切な職務環境を整備するものとする。

(登録事業者の責務)

第17条 登録事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 登録事業者は、併行通園支援の提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 登録事業者は、前項の事故に関し、登録事業者の責に帰する理由により利用者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- 4 登録事業者は、職員、設備及び備品に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 5 登録事業者は、併行通園支援を提供した際は、当該併行通園支援の提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録し、当該併行通園支援を提供した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 6 登録事業者は、併行通園支援の実施に係る経理と他の事業運営に係る経理を分離し、当該経理に係る帳簿を実施年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 7 登録事業者は、前3項の書類について市長から提出又は提示を求められたときは、遅滞なくこれを提出し、又は提示しなければならない。
- 8 登録事業者は、市長から登録事業者による併行通園支援の提供の実施状況に関して調査を求められた場合は、当該職員による実地調査に応じるものとする。
- 9 登録事業者及びその職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 10 登録事業者は、その職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(登録事業者への改善指導)

第18条 市長は、登録事業者による併行通園支援の実施状況について、改善する必要がある

ると認める場合は、当該登録事業者に対し、改善指導をすることができる。

(登録の取消し)

第19条 市長は、登録事業者が第17条の規定を逸脱した場合又は前条の規定による改善指導に従わない場合は、登録を取り消すことができる。

(雑則)

第20条 この告示に定めるもののほか、併行通園事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

別表(第10条関係)

併行通園支援費

区分			単価
1	基本報酬Ⅰ 基本報酬Ⅰの対象は、次に掲げる専門職等とする。 (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 (2) 喀痰吸引等研修の第1号研修又は第2号研修を受講し認定証の交付を受けた後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 (3) 障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者	2時間30分以上	1回につき 19,210円
		1時間30分以上 2時間30分未満	1回につき 12,810円
		1時間30分未満	1回につき 6,410円
2	基本報酬Ⅱ 基本報酬Ⅱの対象は、前項に掲げる以外の者とする。	2時間30分以上	1回につき 8,500円
		1時間30分以上 2時間30分未満	1回につき 5,670円
		1時間30分未満	1回につき 2,840円

様式第1号（第6条関係）

宜野湾市併行通園事業利用申請書

宜野湾市長 様

次のとおり宜野湾市併行通園事業の利用を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名		生年月日			
	居住地					
	電話番号					
	フリガナ 利用申請に係る 児童氏名		生年月日			
	身体障害者 手帳番号	号	療育手帳 番 号	号	精神障害者保健 福祉手帳番号	号

サービス利用状況	☐ 児童発達支援（利用事業所： ）	
	☐ 保育所等訪問支援（利用事業所： ）	
利用予定 事業所	事業所名：	
保 育 所 等	施 設 名	
	施設の所在地	
	施設の種類	☐ 保育所 ☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園

第 号
年 月 日

様

宜野湾市長 印

宜野湾市併行通園事業利用決定通知書

年 月 日に申請のありました宜野湾市併行通園事業の利用について、下記のとおり利用を決定しましたので通知します。

記

利用決定に係る 児童氏名	
住所	
利用決定年月日	
特記事項	宜野湾市併行通園事業の利用は、最大14回とする。

【お問い合わせ先】
901-2710
沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
宜野湾市役所 福祉推進部 障がい福祉課 自立支援係
電話：098-893-4411（内線 ）
FAX：098-893-4108

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

宜野湾市長

印

宜野湾市併行通園事業利用申請却下通知書

年 月 日に申請のありました宜野湾市併行通園事業の利用については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1. 児童氏名・生年月日

2. 却下の理由

【お問い合わせ先】
901-2710
沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
宜野湾市役所 福祉推進部 障がい福祉課 自立支援係
電話：098-893-4411（内線 ）
FAX：098-893-4108

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

宜野湾市長 印

宜野湾市併行通園事業利用取消通知書

宜野湾市併行通園事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり宜野湾市併行通園の利用決定を取り消しましたので通知します。

記

児童氏名	
住 所	
利用取消日	
取消理由	

【お問い合わせ先】
901-2710
沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
宜野湾市役所 福祉推進部 障がい福祉課 自立支援係
電話：098-893-4411（内線 ）
FAX：098-893-4108

様式第 5 号(第 12 条関係)

併行通園支援費代理受領申出書

(宛先)宜野湾市長

年 月 日に利用決定を受けた宜野湾市併行通園事業に係る併行
通園支援費につきまして、次の事業者を代理人と定め、併行通園支援費の請求
及び受領の権限を委任します。

年 月 日

住 所 _____

委任者(利用児童の保護者) 氏 名 _____

電話番号 _____

利用児童の氏名 _____

併行通園支援費の請求及び受領の権限を委任する事業者名
(_____)

.....

上記のとおり併行通園支援費の請求及び受領の権限を受任しました。支払い
については、請求書に記載する口座に振り込んでください。

年 月 日

住 所 _____

受任者(事業者) 名 称 _____

代表者氏名 _____

宜野湾市併行通園支援費請求書

宜野湾市長 殿

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

年 月			
内 訳	請求支援費名	明細書件数	金 額
	合 計		

上記のとおり請求します。

年 月 日

請求事業者	住 所 (所在地)	
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	
振込口座	銀行・支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

(別紙 1)

宜野湾市併行通園支援費明細書

年 月 提供分

保護者氏名			事業者及び その事業所の 名称			
利用児童氏名						
算 定 額 計 算 欄	サービス内容	基本報酬 種別	算定 回数	当月算定額	備考	
		I ・ II				
		I ・ II				
当 月 算 定 額 の 合 計						

(別紙 2)

宜野湾市併行通園事業実施記録票

年 月提供分

[illegible]

宜野湾市併行通園事業者登録申請書

年 月 日

宜野湾市長 殿

申請者(設置事業者)

所在地

名称

代表者名

電話番号

印

宜野湾市併行通園事業者として登録したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 登録を希望する事業所

フリガナ				
事業所名				
所在地				
管理者名				
電話番号		FAX番号		
事業者等指定状況	サービス名称等	事業所番号()		
	指定年月日		指定有効期間	

2. 関係書類

- ☐ 指定障害児通所支援事業者指定通知書の写し
- ☐ 指定障害児通所支援事業等開始届書の写し
- ☐ 事業者の定款の写し(原本証明)及び登記事項証明書
- ☐ 事業所の管理者の経歴書
- ☐ 職員の勤務体制及び雇用形態に関する事項
- ☐ 事業実施予定職員名簿並びに管理者及び事業実施予定職員の資格者証の写し
- ☐ 事業所の位置図及び平面図
- ☐ 事業所の運営規程
- ☐ 重要事項説明書
- ☐ 賠償責任保険加入が確認できる証書等の写し
- ☐ 併行通園支援実施に係る収支予算書
- ☐ その他()

様式第8号(第15条関係)

宜野湾市併行通園事業者登録通知書

年 月 日

殿

宜野湾市長 印

年 月 日付け申請のありました宜野湾市併行通園事業者の登録について、次のとおり登録することとしたので、宜野湾市併行通園事業実施要綱第15条第2項に基づき、通知いたします。

記

登録内容

事業者名			
代表者名			
事業所名			
所在地			
管理者名			
電話番号		FAX番号	
登録番号			
登録年月日			

様式第9号(第15条関係)

宜野湾市併行通園事業者登録事項変更届

年 月 日

宜野湾市長 殿

届出者(設置事業者)

所在地

名称

代表者名

電話番号

印

下記のとおり届出をします。

登録事業所

フリガナ			
事業所名			
所在地			
管理者名			
電話番号		FAX番号	

変更事項

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

様式第10号(第15条関係)

宜野湾市併行通園事業者登録廃止届

年 月 日

宜野湾市長 殿

届出者(設置事業者)
所在地
名称
代表者名
電話番号

印

下記のとおり届出をします。

登録事業所

フリガナ			
事業所名			
所在地			
管理者名			
電話番号		FAX番号	

廃止

廃止の理由			
廃止年月日	年 月 日		